

## 山間部の時間的制約を受ける土木工事の積算に関する取扱い

### 1 標準歩掛の取扱状況

「時間的制約を受ける作業時間」に応じて労務単価の割増補正を行う。

### 2 県土整備部の運用方針

#### ① 山間部の定義

山村振興法により定める区域とする。(別紙1を参照)

※ 施工箇所の標高が300m以上である場合は、上記の区域外でも山間部とみなす。

#### ② 移動時間の考え方

最寄りの市町村役場(支所等を含む)から施工箇所に向かって45分かかる地点を集合場所とし、集合場所から施工箇所までの移動時間(往復分)を対象とする。(考え方のイメージは別紙2を参照)

#### ③ 制約を受ける時間の算定方法

制約を受ける作業時間は下記のとおり算定する。

$$\text{【制約を受ける作業時間】} = \text{【一日当たり労働時間(8h)】} - \text{【移動時間】}$$

#### ④ その他

市町村内に入札参加資格を有する企業が存在しない場合は、資格を有する企業が存在する最寄りの市町村役場(支所等を含む)を起点とする。